

仕 様 書

1 委託件名

エアロビック普及・振興及び SUZUKI WORLD CUP 2020 の PR 業務の委託

2 目的

日本エアロビック連盟では、現在、エアロビック競技とスローエアロビック等の普及をすすめている。

しかしながら、近年社会問題となっている少子高齢化やスポーツの多様化により、競技人口や実施人口の減少や指導者不足といった問題を抱えている。

そこで、ラグビーワールドカップ 2019 や東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、既存事業の見直しと効果的な PR 戦略の検討を行う必要がある。

ついては、エアロビック競技やエアロビックの認知度向上により、競技人口、実施人口の増加につながる PR 業務について委託する。

3 契約期間

契約締結の翌日から令和二年（2020 年）7 月 31 日まで

4 履行場所

公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「JAF」という。）の指定する場所

5 委託内容

（1）全般について

ア 本項業務のターゲットは、健康志向の方および表現スポーツ愛好者（ファン）とする。

イ 受託者は、エアロビックの周知、及びエアロビック競技（SUZUKI WORLD CUP 2020）のさらなる認知度向上と選手・指導者等の一層の増大につながるよう、本項以降に記載の委託内容をすべて企画・実施すること。SUZUKI WORLD CUP 2020 の詳細については、別添資料 1 を参照のこと。

ウ 本項業務に関しては、SUZUKI WORLD CUP 2020 のメインスポンサーらに配慮した PR 業務等とすること。

エ 契約締結後、JAF と協議の上、集客に向けた全体の PR 計画及びスケジュールを立て、実施すること。必要に応じて定例会議を設け、進捗を JAF へ報告すること。また会議の議

事録を速やかに提出すること。

オ 事業に係る一切の経費（機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、飲食費、撮影許可取得に要する経費、各種データ費等）は、全て事業費に含むものとする。

カ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、JAF に提出し、完了検査を受けること。

キ 事業の実施にあたっては、エアロビックの生涯・競技スポーツの両面において普及・振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

ク JAF が実施する PR と計画が重複した場合には、JAF と協議の上、より効果的な PR となるよう調整すること。

ケ 事業全体の PR を実施するにあたって、支援事業の情報や PR 素材については、必要に応じて各運営団体から入手すること。

（２）PR 計画の策定及び実施とスケジュールの作成（エアロビック普及・振興）
PR 手法及び内容は原則提案によるものとするが、以下実施内容については網羅し、十分な規模で行うこと。なお、最終的には JAF と協議の上、実施する。

ア SNS（フェイスブック、インスタグラム等）による発信及び管理をすること。発信は各支援事業の実施前後に定期的に実施することとし、発信する内容やスケジュールについては別途 JAF と協議の上、実施すること。

イ その他事業の PR に資する PR 手法については、エアロビック普及・振興という観点を念頭に置き、以下の例示を留意の上、別途提案すること。

- ・事業全体及び各事業のプレスリリース
- ・事業全体に効果的なプロモート活動の実施
- ・昨今の競技環境や各登録クラブの動向を踏まえた、PR 展開等
- ・各県連盟、各登録クラブや各都道府県記者クラブ等の活用による包括的、経済的且つ効果的な PR 活動

（３）PR 計画の策定及び実施とスケジュールの作成（SUZUKI WORLD CUP 2020）

以下をふまえ具体的な媒体（JAF が保持する既存 SNS アカウントを含む）・掲出方法・出稿頻度・掲出時期等を盛り込んだ PR 計画及び全体スケジュールの作成を行う事。なお、掲出時期については、他スポーツの大規模イベント開催タイミング等を考慮すること。

ア 提案に際しては、本 PR を実施する事により競技者数の増加、エアロビック競技の認知度向上につながるような戦略を立てること。

(4) KPI の設定（効果測定について）

「5 委託内容（2）」に示す PR 計画の策定及び実施とスケジュールの作成（エアロビック普及・振興）、および「5 委託内容（3）」に示す PR 計画の策定及び実施とスケジュールの作成（SUZUKI WORLD CUP 2020）の各項目において、別添資料 3 に示す現状の競技人口や指導者数、資格者数等を勘案したうえで、それぞれ KPI を設定し実現し得る数値目標を提案のこと。

(5) PR 等実施にあたってのその他留意事項

すべての PR 物及び制作物は、公表前に JAF の承認を得ること。

ア すべての PR 物及び制作物について、事前に JAF と制作スケジュールを協議の上、原稿提出期限を厳守し、スケジュールに遅滞のないよう管理すること。

イ PR 等実施に際しては別添資料 4「特定個人情報保護規定」に準拠すること。

ウ JAF 及び受託者が実施する PR に使用する PR 素材（PR 用の写真素材等）の手配及び使用許可を得ること。

エ 納品される写真や報告書等の著作権及び使用権は、JAF に帰属すること。

オ 事業終了時の PR 物・制作物（ウェブサイト・各 SNS アカウント含む）の取り扱いについては、JAF と協議の上、決定すること。

カ 広告掲載記事等は、記事掲載後速やかに PDF 化し、電子メールにて報告すること。

キ 本事業の PR 業務等の計画・提案にあたっては、JAF の平成 31 年度事業計画書および平成 31 年度予算書（別添資料 2）を参照し、JAF の現況と計画を考慮うえ、提案のこと。

6 納品物

(1) 月次の報告書に加え、委託完了時に実施報告書（製本した成果物 10 部及び電子データ）を JAF に提出すること。

※目次、体裁、提出期限等は JAF と協議のうえ決定する。

(2) 本事業で作成したものの電子データが記録された DVD-R 一式(保存形式は Microsoft Word 2016、Microsoft Excel 2016 又は Microsoft PowerPoint 2016 とする。なお、写真、図表等は Windows10 及び Mac10.14 標準ソフトで編集可能な形式によるものとし、事前に JAF の確認を得ること。また、オリジナルデータの他、PDF 形式のファイルも作成し提出すること)

7 納入場所

JAF の指定する場所

8 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により JAF と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

9 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権は、すべて JAF に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、JAF が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、JAF は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ JAF に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

(5) 上記 (1) (2) (3) (4) の規定は、8 により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は別途協議のうえ、決定するものとする。

10 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11 個人情報の保護

(1) 受託者は、本契約の履行にあたり、JAF の保有する個人情報の取扱いについては、別添資料 4「特定個人情報保護規定」を遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「特定個人情報保護規定」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 支払い方法・請求書

支払いについては年度毎に計 2 回に分け委託料を支払うものとする。

(1) 令和二年（2020 年）7 月 31 日時点において、それまでの月次業務完了報告書、委託（一部）完了届による JAF 担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて一部委託料を支払うものとし、受託者は具体的な請求書の作成方法や請求方法について JAF 財務担当と別途協議すること。

(2) 委託業務終了時点において、上記 6 の納品物及び委託完了届に JAF 担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて残りの委託料を支払うものとする。

13 その他

(1) 受託者は、業務の詳細について、JAF の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。

(2) JAF は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、JAF と事前に協議すること。

(4) 本委託業務に係る契約については、2020 年 2 月末に契約日から同日までの履行状況を基にした業務評価委員会を開催する。当該評価については、業務履行評価通知書をもって受託者に通知するものとし、受託者が良好な履行を行ったと JAF が判断する場合、契約継続とし、履行状況が不適と JAF が判断する場合、契約解除できるものとする。

連絡先：公益社団法人日本エアロビック連盟 飯村、野瀬 電 話：03-5796-7521 F A X：03-5796-7527
--